

岩手県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和8年1月27日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

岩手県第1区 23,384,500円

岩手県第2区 26,408,600円

岩手県第3区 24,482,000円